

【第4章 計画策定の基本的な考え方】

1. 基本理念

地域福祉においては、多様な人が暮らす地域社会の中で、地域のつながり・支え合いによる「地域共生社会の実現」が大きな目的であり、そのためには住民の地域参加が必要となります。

本市の最上位計画である「第5次豊見城市総合計画」では、まちづくりのテーマ(将来像)に「Welcomeな思いでハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」を掲げています。政策展開の3つの基軸のひとつに「誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく」を位置づけ、政策分野には「(2)健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち」、「(5)安全安心な協働のまち」を掲げています。“たがいに助け合う”や、“協働”という言葉が示すように、本市は市民が積極的に参加し、支え合っていくまちづくりを重視しています。

子ども達、若い世代、高齢者といった全てのライフステージの方々が、隣近所の気軽なあいさつや声かけといった「つながり」を意識し、そして継続していくことで、隣近所がまさに「身近なもの」となり、あいさつするだけのつながりから「心のつながり」となり、「支え合い」がしやすい地域へと変化していきます。

地域に暮らす多様な人々が、「地域の支え合いって必要なんだね、支え合いがあってよかったね」と思えるような「地域共生社会の実現」を目指し、本計画では以下の基本理念を掲げます。

お互いを認め合い、一人ひとりがつながる優しさの輪、 みんなで支える地域福祉のまちづくり

市民一人ひとりの多様性が尊重されながら、お互いが支え合いを実践する小さな輪を広げ、人と人が創り出すちから(福祉力)、地域と人で創り出す地域の力(地域力)に支えられ、いつまでも安心して暮らし続けていくことができるまちづくりを進めていきます。

- 一人ひとりがお互いを支え助け合いながら、自分らしく自立し、安心して暮らしている環境や、これからも住み続けたいと思える地域社会であるために、一人の思いをみんなで支える仕組みを作ります。
- 性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、宗教、性的指向等の様々な特徴や特性をお互いに認め合い、尊重し合いながら共存していく地域社会を作ります。

2. 地域福祉推進の視点

現代社会において増加し、複雑化・複合化する市民ニーズに対応するため、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を生かした役割を果たしながら、生活課題の解決に向けて努力していくことが大切です。

「自助・互助、共助、公助」が相互に連携し、補完し合うことが、地域福祉推進に必要な視点となります。

(1) 自助・互助の視点

市民一人ひとりが個人や家族の努力及び支え合い活動により、日常生活において自分達でできることは自分達で行う活動のこと。（自助）

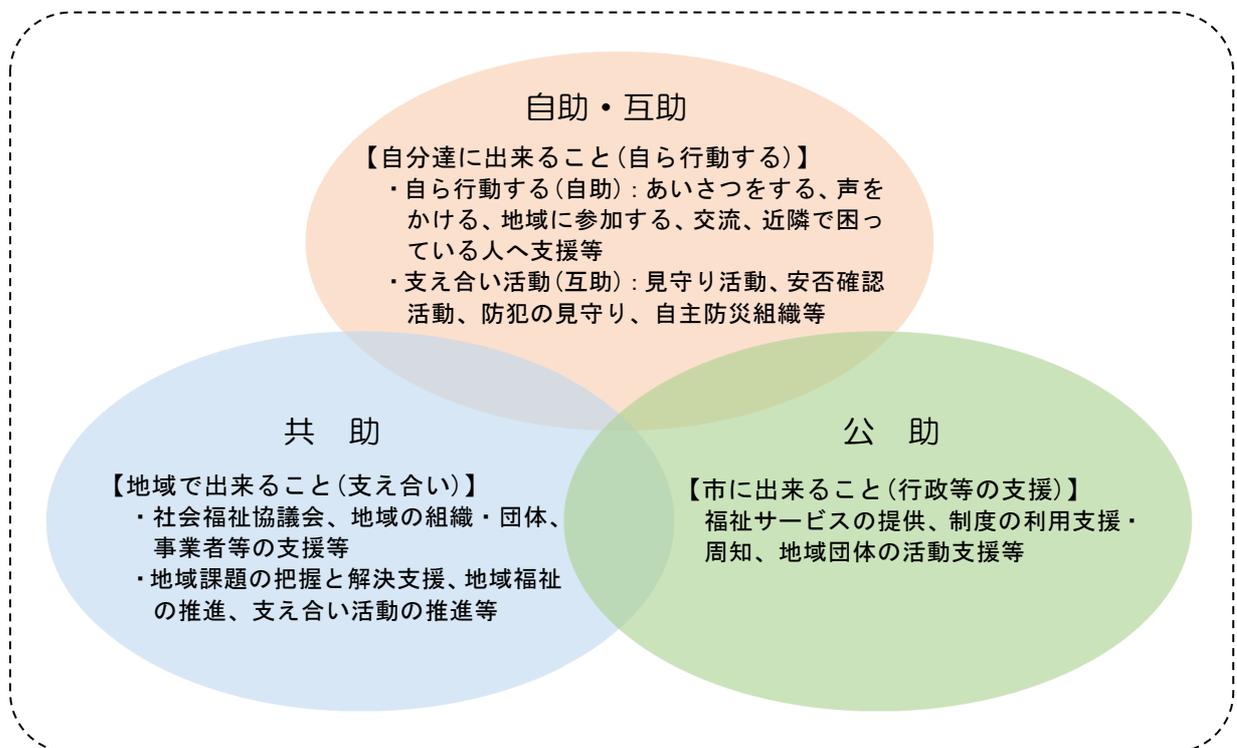
隣近所等の身近な地域で、お互いが支え合いや見守り等を行う活動のこと。（互助）

(2) 共助の視点

自助・互助では対応できない生活課題等について、地域住民や地域の団体・組織等が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のこと。

(3) 公助の視点

行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付、まちの基盤整備等の事業・施策のこと。



3. 基本目標

「自助・互助」「共助」「公助」による地域福祉を進めるため、以下の基本目標を掲げ、住民自ら参加し、支え合うための環境づくりと、一人ひとりの多様な状況に対応する支援を行っていきます。

基本目標 1：住民の主体的参加の仕組みづくり

一人でも多くの市民が、お互いに支え合うことを大切にし、安心して暮らし続けることができる地域づくりに向けて、地域福祉の意識啓発や福祉教育等の充実に努めます。

すべての市民が主体性を持ち、地域活動に参加していけるように、参加しやすい環境を整えながら地域の福祉の力をつけ、ともに支え合う地域社会の実現に向けた施策を推進します。

基本目標 2：地域に根ざした支え合いの仕組みづくり

地域独自の支え合い活動によって、支援を必要とする市民に対する見守りがより活性化していくよう、人と人及び地域をつなぎながら、地域に根ざした福祉サービスの創設やその利用を促進します。

福祉に関わる多様な地域資源を横断的に結びつけ、相談支援や福祉活動につなげる仕組みづくりを強化します。

基本目標 3：複雑化・複合化した課題に応える支援体制づくり

支援を必要とする住民に、適切な支援が届くよう、分かりやすい情報提供を行うほか、「複雑化・複合化」した世帯の困りごとを丸ごと受け止め、支援へと繋ぐ「包括的相談支援」の体制づくりを推進します。また、サービス等の質の向上を図ります。

誰一人取り残さない社会づくりを推進するため、成年後見制度、権利擁護、生活困窮世帯支援、自殺対策、再犯防止対策を推進します。

基本目標 4：健康で安心して暮らせるまちづくり

全ての住民が、自らの健康を守る意識を持ち、いつでも気軽に健康づくりに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、住民が地域において、安全・安心に暮らしていけるように、人に優しいまちづくりや防犯・防災体制の充実に努めます。

4. 施策の体系

基本理念

お互いを認め合い、一人ひとりがつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり

基本目標 1

住民の主体的参加の
仕組みづくり

1. 人と人がつながる、支え合う意識を育む
 - (1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実
 - (2) 地域活動への参加を促す環境づくり
2. 地域がつながる、活力をつける
 - (1) 地域活動の活性化の推進
 - (2) 自治会の活性化推進
3. 地域福祉の人材の育成、確保
 - (1) 福祉を担う多様な担い手の育成
 - (2) ボランティア活動の活性化支援

基本目標 2

地域に根ざした支え合いの
仕組みづくり

1. 地域支え合いの体制づくり
 - (1) 地域見守りネットワークの充実
 - (2) 気軽な居場所の確保
 - (3) コミュニティソーシャルワーク機能の充実
2. 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり
 - (1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備
 - (2) 福祉関係団体や機関等の連携
 - (3) 民生委員・児童委員活動の充実

基本目標 3

複雑化・複合化した課題に
応える支援体制づくり

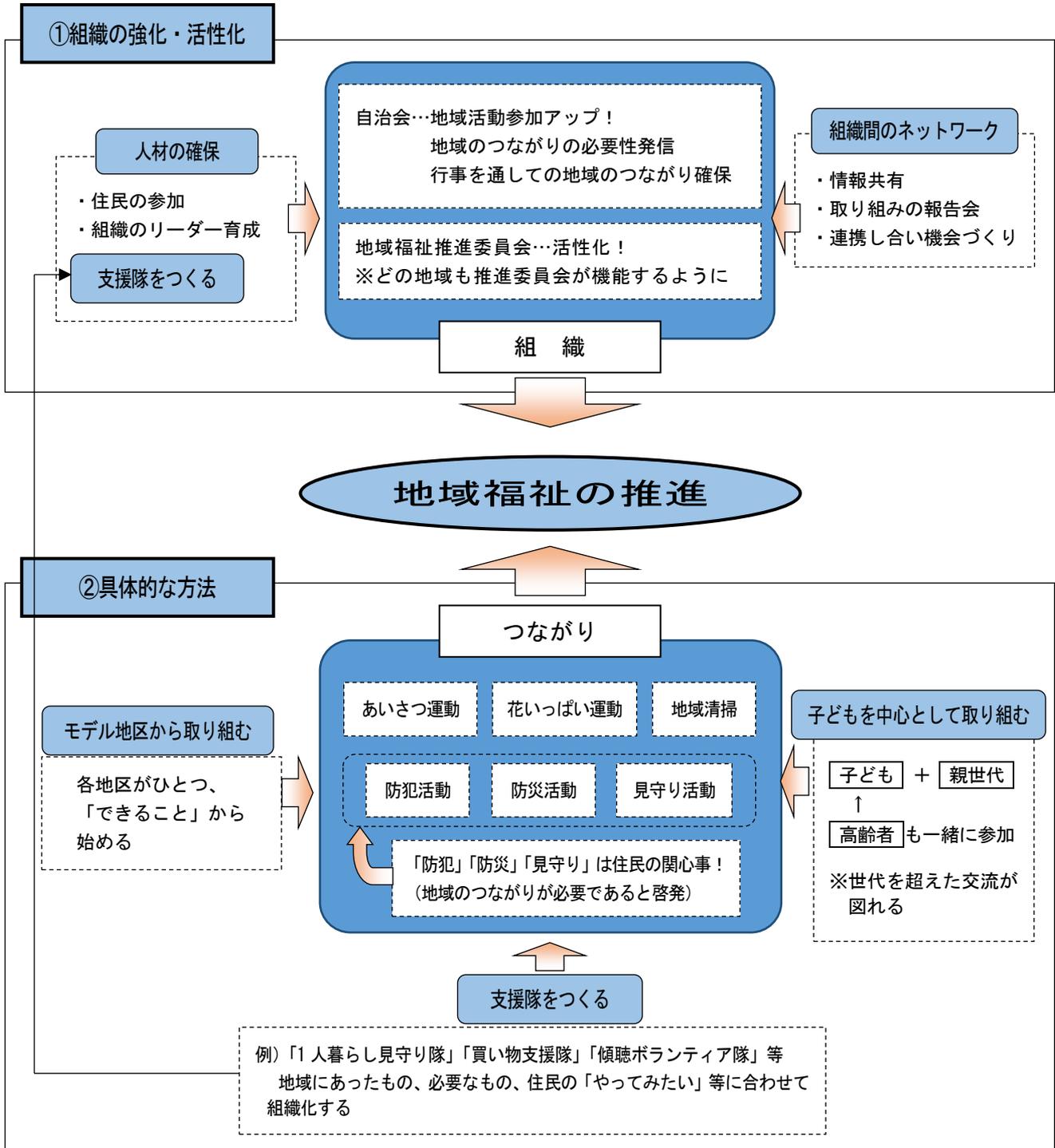
1. 包括的に支援を行う体制整備の推進
 - (1) 包括的相談支援体制の整備
 - (2) 福祉情報提供体制の充実
 - (3) 福祉サービスの質の向上
2. 誰一人取り残さない支援体制の推進
 - (1) 権利擁護支援の充実（豊見城市成年後見制度利用促進基本計画）
 - (2) 生活困窮世帯への自立支援策の推進
 - (3) 自殺対策の推進（豊見城市自殺対策計画）
 - (4) 再犯防止対策の推進（豊見城市再犯防止推進計画）
 - (5) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり

基本目標 4

健康で安心して
暮らせるまちづくり

1. 健康づくりへの取り組み
 - (1) 健康づくりに対する理解の促進
 - (2) 健康づくりの場の整備
2. 安全・安心のまちづくり
 - (1) 住みよい生活環境づくりの推進
 - (2) 移動支援、交通安全対策の充実
 - (3) 地域の防犯・防災対策の充実
 - (4) 避難行動要支援者（高齢者・障がい者）への支援対策の充実

【地域福祉推進の具体的イメージ図】



5. 自助・互助の促進

地域福祉は、「自助・互助」「共助」「公助」が、それぞれの役割を担い、連携することにより支え合いの地域づくりが進められます。その根幹となる住民一人ひとりの「自助・互助」について、以下のような点を住民に周知・啓発し、多くの住民参加による地域活動が広がっていくことを目指します。

◆ 住民が出来ること(自助) ◆

● 地域活動や地域行事、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

● 地域で不審者を見かけたら、隣近所、自治会、警察等に報告をし、また隣近所と一緒に見回りなどを行いましょ。

● 地域活動等に参加する際には、隣近所にも声を掛け、参加を促しましょう。

● 地域の安全、安心を進めるために、防災や防犯の活動に積極的に参加しましょう。

● 隣近所との「あいさつ」や「つきあい」を大切に、普段から支え合う意識を高めましょう。

● 一人暮らし高齢者などで支援が必要な方は、隣近所に声を掛けたり、声を掛けにくい場合は民生委員児童委員等に依頼し、支援をお願いしましょう。

● 隣近所の高齢者など、支援を必要とする人のごみ出しなど、日常の困り事に対して、積極的に手助けを行いましょ。

● 地域社会の一員として、身近な地域の問題点や課題に関心を持ちましょ。

● 行政が発信する相談窓口に関する広報等に積極的に関心を持ち、気軽に利用していきましょ。

● 活動に参加するだけでなく、行事等での役割の一部を担うなど、主体的に活動に参加しましょ。

● 虐待等の疑いがある場合は、迷わず行政機関等に通報しましょ。

◆ 地域で出来ること(互助) ◆

● 地域での防犯パトロールを実施するなど、協力し合っで見回り活動などを行いましょ。

● 地域活動では、役割分担を細かく行い、一人に役割が集中しないようにしましょ。

● 地域行事などは、子どもから大人まで参加できる行事、地域福祉活動を多く開催しましょ。

● 子どもの頃から地域活動に親しむ環境づくりなどに努めましょ。

● 日中一人暮らしになる高齢者や引きこもり(閉じこもり)など、支援が必要な方の情報があったら、地域での見守りに努めましょ。

● 清掃活動や見守り活動、その他の行事を通じて、地域の高齢者や支援を必要とする人がどこにいるのか把握に努めましょ。

● 防災訓練を各地区で開催し、地域で想定される災害に応じた防災訓練等を開催し、防災意識向上や災害発生時の備えをしましょ。

● 自治会での地域活動内容について、定期的な情報の広報に努めましょ。

● 地域の集会所を活用して、気軽に集まれる居場所づくりを展開し交流の機会を増やしましょ。

● 悩みや心配事を抱えている方には、相談先を紹介するなど、地域で孤立させずに支えましょ。

● 地域での声かけ運動やあいさつ運動を実施しましょ。

6. 計画における「地域」の考え方

住民相互の支え合いという個別活動を効率よく推進していくため、第1次計画より、サービス提供や取り組みに応じた福祉活動の範囲となる「圏域」を設定しています。第4次地域福祉計画においても、これまでの考え方に基づいて、圏域の範囲設定を行います。

(1) 地域福祉計画の圏域

①基礎圏域

最も身近な隣近所や地域の班等を単位として、いつでも気軽に声かけられる範囲を基礎圏域として設定します。

②小地域

市には48ヶ所の自治会があり、自治会を中心とした各種の地域活動が展開されています。自治会を中心として支え合い、見守り活動を実践することができる範囲を小圏域として設定します。

③中圏域

中学校区を単位として市内を区分し、民生委員児童委員の支部的活動や関係機関等と連携しコミュニティソーシャルワーク機能を活かした福祉活動を展開することができる範囲を中圏域として設定します。

④市全域

市全域として、各圏域の活動を支援するとともに広域的な連携を図りながら総合的にサービスを提供する範囲として設定します。

